

QRコードは機種により  
読みとれない場合があります。

あますい

検索

水道に関するお問い合わせ先：上下水道電話受付センター 06-6375-0002

〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4-16 TEL:06-6489-7405 FAX:06-6489-7403

発行：尼崎市公営企業局(水道部)  
ホームページ <http://amasui.org/>

特集

## 水道料金等のお支払いについて

みなさまからお問い合わせいただく内容で特に多い「料金」についてまとめました。

水道事業に必要な費用については、税金ではなくみなさまからお支払いいただく料金でまかっています。これを「独立採算制」といい、地方公営企業法という法律によって、事業に必要な経費は、その経営に伴う収入をもって充てることが定められています。

## Q 料金の支払方法は選べますか。また、おすすめの支払方法はありますか。

A 口座振替払い、クレジットカード払い、納付書(請求書)払いの3種類の支払方法からお選びいただけます。お得で便利な口座振替払いや、クレジットカード払いのご利用をおすすめします。



## Q 口座振替払いや、クレジットカード払いについて知りたいのですが。

## A ①口座振替払い

お客さまの預金口座から自動的に料金をお支払いいただく方法です。利用できる金融機関については、ホームページで「お取扱金融機関一覧」をご覧ください。

定例振替日に引き落とされた場合、ご請求金額から1回につき54円割引します(再振替は適用外)。

※現在口座振替を利用されている方が市内で転居される場合は、引き続き同じ口座から振替をすることができます。継続を希望される場合は、その旨お申し付けください。



## A ②クレジットカード払い

事前に登録して継続的にクレジットカードでお支払いいただく方法です。クレジットカード会社がお客さまに代わって、公営企業局に料金を立替払いします。クレジットカード会社は、立替払いした金額をカード利用代金として、お客さまに請求します。

- 窓口等でクレジットカードを提示してその場でお支払いいただく方法ではありません。
- 口座振替割引(1回につき54円)は適用されません。
- 使用中に係る精算分の料金(日割り計算分)は、クレジットカードでのお支払いはできません。
- 1回の請求金額が3万円を超える場合は、公営企業局からお送りする納付書(請求書)でお支払いください。



## Web口座振替受付サービスを開始しました

一部の金融機関で水道料金の口座振替をインターネットで申し込むサービスを始めました。対応する金融機関では、口座振替利用届の記載や押印することなく、申込みサイトから手続きができます。お取扱金融機関を含め、詳しくはホームページをご確認ください。

QRコードはこちら→

■Web口座振替受付サービス(ご案内)

<http://amasui.org/guide/price/001767.html>

## 申込方法

口座振替払いのお申込みは、①上下水道電話受付センターへ連絡する、②金融機関の窓口で手続きをする、③web口座振替受付サービスを利用して申し込むなどの方法があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

クレジットカード払いのお申込みは、「水道料金等クレジット払い申込書」を郵送いたしますので、上下水道電話受付センターへ電話かFAXでご連絡ください。

お問い合わせ:

上下水道電話受付センター ☎ 06-6375-0002  
FAX 06-6375-0124

## 転入・転居・転出時には「水道のお届け」をお忘れなく!

入学、卒業、就職の季節がやってきました。転入・転居・転出される方は、公営企業局へ水道の使用開始・中止をお申込みください。水道の使用を中止される時にお届けがないと、水道のご使用がなくても基本料金をお支払いいただくこととなりますので、お忘れのないようお願いいたします。また、ホームページ上ではお引越しのときの、水道に関するお手続きや疑問・質問等をまとめています。今回はその一部を紹介します。

Q どこに連絡すればいいですか。

A 電話受付センターにご連絡ください。インターネットでも受け付けています。

上下水道電話受付センター 06-6375-0002

ホームページ <http://amasui.org/>

Q 市外から尼崎市に引っ越してきます。市外で利用していた口座振替払い・クレジットカード払いの継続はできますか。

A 市外からの転入では、口座振替払い・クレジットカード払いの継続はできません。再度お手続きをお願いします。

※マンションなど建物全体で一括してご契約いただいている場合は、お取扱いはできません。

まずは管理人(建物の所有者、不動産事業者等)にご確認ください。

ホームページ上でも、よくある質問を取り上げています(お引越しまとめサイト) <https://amasui.org/koho/001249.html> QRコードはこちら

進めて  
います!

# 水道施設の耐震化



地震によって水道管が被害を受けると断水が発生するおそれがあります。そうしたときにみなさまの生活の不便をできるだけ小さくするため、水道部では災害に備えた水道施設の耐震化を行っています。

## 管路の耐震化

大きな地震などの災害が起こっても水道が使えるように、災害に強い水道管に取り替える工事を進めています。災害に強い水道管として、管と管の接続部分が伸縮し、地震でも外れない形式のものを採用し耐震性を高めています。また取り替え工事は、基幹となる配水管と重要施設(基幹病院や透析実施医療機関、避難所など)につながる配水管の耐震化を優先的に実施しています。

尼崎市内の配水管の総延長は約1000キロメートルで、これはJR尼崎駅からJR青森駅付近の距離と同じです。基幹管路の耐震化は、全国の平均は39%(平成29年度末)ですが、尼崎市はこれを上回る46%となっています。平成31年度末までに基幹管路の耐震化を49%にすることを目標に、継続的に工事を進めていきます。

基幹管路の耐震化率(平成29年度末)

全国	39%
尼崎市	46%



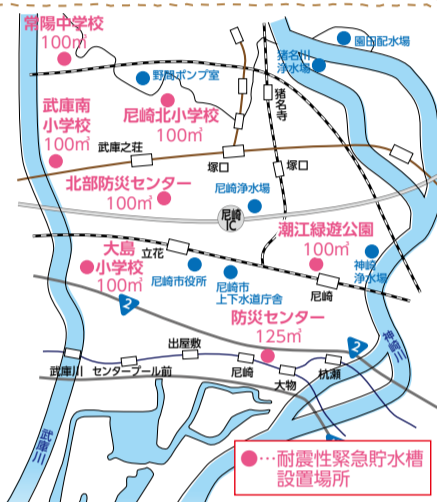
## 配水池の耐震化

浄水処理した水道水を一時的に溜めておく配水池は、災害時には応急給水拠点としても活用されます。神崎浄水場の地下には配水池があり、災害に強い施設にするために耐震化を進めています。



## 飲料水用耐震性緊急貯水槽

耐震性緊急貯水槽は、災害時に飲料水を確保するタンクを兼ねた非常に大きな水道管です。平常時には新鮮な水道が流れていますが、地震などにより水道管内の水圧が大きく変化すると遮断弁が自動的に作動し、貯水槽内に水道水が確保されます。貯水槽1基で約10,000人に3日以上飲料水(1人1日3リットル)を提供することが可能で、市内に7基が設置されています。



## 水道法の改正ってなに?

水道法とは、安心して水道が使えるように水道施設のあり方や水質などを定めた法律です。国内の水道管などの水道施設の多くは、今から50年ほど前の高度経済成長期に作られたもので、これから人口が減少していく中でそうした古くなった水道管などを取り替えていかなければなりません。

こうした水道の現状を背景に、これからもじゃ口から安心な水道水を安定的にお客さまへお届けできるように水道法の改正が行われました。

この改正の主な内容は、①近隣市町村と協力しスケールメリットを活かした効率的な事業運営(広域連携の推進)、②水道管の計画的な更新や耐震化(適切な資産管理の推進)、③民間の技術力や経営ノウハウの活用(多様な官民連携の推進)などです。

こういった水道法の改正の趣旨もふまえて、尼崎市では、安全で良質な水道水をいつまでもお届けできるよう、先々の将来を見据え、今後10年の方向性を示す新たな水道ビジョンの策定に取り組んでいます。これからは尼崎市水道をよろしくお願ひします。



この記事に関するお問い合わせは、経営企画課 TEL.06-6489-7405

## 貯水槽水道の管理

貯水槽水道とは、受水槽により給水を受けているマンション等、中高層の建物における水道設備(受水槽からじゃ口まで)をいいます。この貯水槽水道の管理が不十分であれば、飲料水である水道水の衛生状態が問題となります。管理責任は設置者のみなさまにありますので、定期的に水槽の清掃を行うなど適正な管理に努めてください。

●有効容量が10立方メートルを超えるもの(簡易専用水道)  
設置者は1年以内ごとに1回、登録検査機関による法定点検を受検し、定期的な水槽の清掃等水道法第34条の2第1項で定める基準に従い、水道の管理を行うことが義務付けられています。

●有効容量が10立方メートル以下のもの  
簡易専用水道と同様の管理に努めるよう、「尼崎市水道事業給水条例」及び「尼崎市小規模貯水槽水道管理指導要綱」に定められています。

### 連絡先

公営企業局水道部お客さまサービス課 ☎ 06-6489-7406  
または、健康福祉局保健部生活衛生課 ☎ 06-4869-3017

水道・下水道に関する各種お問い合わせは

「上下水道電話受付センター」へ

☎ 06-6375-0002

毎日 午前8時45分～午後5時30分  
まで受け付けています。\*

- 水道の使用開始・中止のお申込み
- 名義変更のお届け
- 水漏れ等の修繕のお申込み
- 口座振替・クレジットカード払いの手続きについて



FAXは 06-6375-0124 です。

\*年末年始(12/29~1/3)および上記の時間外は上下水道庁舎警備室へ  
☎ 06-6489-7400